

〔大鏡八〕まことく御門のは、きさいの御もどに、行幸せさせ給ひて、御こしよする事は、ふかく
明仁の御時よりありけること、これ、それがさきは、おりてのらせ給ひけるを、后宮行幸のあ
 りさま見奉らん、たゞよせてたてまつれと奏せさせ給ひければ、そのたびさておはしましける
 より、今はよせてのらせ給ふとぞ、

〔文德實錄六〕齊衡元年正月癸丑、八日二十帝觀於中宮、文德母賜宴侍臣、祿各有差、

〔日本紀略一醜〕昌泰二年正月三日丁酉、天皇朝觀太上皇、多於朱雀院、以入新年也、賦庭中梅花之

詩、

〔小野宮年中行事〕正月三日行幸事

醍醐御日記曰、延喜三年正月三日、此日奉謁仁和寺、多例三日供鳳輦、而用葱花輦失例也、

〔西宮記臨時五〕被物

延喜三、正三、天皇幸仁和寺、多遊宴之間、右大臣光源上御盃、今上醍醐起座拜舞、上皇多脫單衣

賜今上、今上拜舞退出、有仰令暫侍、上皇脫橫被、令式部卿親王敦給右大臣、大臣廂中拜舞、大臣被固辭云、

〔扶桑略記二十三〕延喜七年丁卯正月三日庚辰、午二刻行幸仁和寺、奉拜法皇、多如例、法皇召式部

卿親王左大臣、令侍、仰親王大臣等曰、還御時可寂寥、宜圍碁、將懸物有好馬、則召碁局、式部卿敦實親

王與左大臣時平朝臣碁、其間御厩別當春野、牽鹿毛御馬立庭中、一局終左大臣勝、又初局間日漸暮、

則退出息所欲罷出、法皇使律師觀賢、召則以參入、律師如無、中納言源朝臣恒各取一捧物、法皇自

持和琴、仰曰、此圓城寺所生木也、此寺自幼少時御之、見來此物、雖未好、以為猶勝他物、則召左大臣

令持授之、則受彈兩三聲、左大臣曰、此御馬宜給左馬寮、則定方朝臣代春野、牽給馬寮、又給大臣等御

酒、一巡後、起座拜舞退出、御輦還宮、昨日仲平朝臣奏曰、仁和寺行幸時、先々諸衛中少將佐等著褐衣、